

足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会報告書骨子案 (墜落防止措置のあり方について)

I 足場の組立て、解体又は変更の作業時の対策

1 足場の組立て、解体又は変更（以下「組立て等」という。）の作業において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、安全帯を安全に取り付けるための設備が設けられた状態でなければ作業を行ってはならないこととすべきである。

なお、安全帯を安全に取り付けるための設備とは、安全帯を適切に着用した労働者が落下しても、安全帯を取り付けた設備が脱落することなく、かつ、地上まで墜落することを防止するものであること。

また、はり、柱等がすでに設けられており、これらに安全帯等を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合があること。

なお、手すり等により労働者が墜落する危険がないようにすることを優先すること。

2 労働者を足場の組立て等の作業に係る業務に就かせるときは、特別教育を行うべきである。

なお、本特別教育のカリキュラム等については、足場の組立て等に係る専門工事業者、安全衛生教育機関等の専門家による検討が必要である。

3 足場の組立て等作業主任者について、従事する業務に関する能力の向上を図るために、おおむね5年ごとに実施することとされている労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育をさらに促進すること。

4 足場を請負人の労働者に使用させる元方事業者等の注文者は、足場の組立て、一部解体又は変更の後、足場における作業を開始する前に、点検を行い、その結果を保存するべきである。

なお、本点検は、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者により、チェックリストを作成し、これに基づき点検を行うことを推進すること。

また、交さ筋かいや構造部材としての機能を有する手すりや中さんの一時的な取外し及びその後の取付け並びに足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔等の取外し及びその後の取付けは、原則として、足場の一部変更に含まれる。ただし、次の場合には、足場の一部変更には含まれないこととすることが適当である。

① 交さ筋かい、手すり、中さん等の足場の構造部材については、足場の構造に大きな影響を及ぼさないことが明らかな場合

例) 壁つなぎの間隔の範囲内につき、一時的に1カ所のみを取り外す場合

② 足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート等については、部材の上げ下ろしが伴わない場合

例1) 強風が予想される場合に、メッシュシートを建地にくくり付ける場合

例2) 作業の必要上一部を臨時に取り外し、当該作業後直ちに元の状態に戻す場合

II 足場における通常の作業時の対策

1 足場の床材と建地とのすき間については、一般的な足場の関係部材の寸法を踏まえて、一定の基準を設けるべきである。

また、足場の床材と建地とのすき間をできるだけ少なくすることを推奨することが適当である。

2 作業の必要上臨時に交さ筋かい、手すり等を取り外すときは、労働者に安全帯等を使用させる、取り外す箇所において作業を行う労働者以外の者の立ち入りを禁止する等の墜落防止措置を講じるとともに、当該作業の終了後直ちに元の状態に戻すべきである。

3 幅木については、1の措置が強化されることを踏まえ、墜落防止措置及び飛来落下防止措置として、足場の外側（荷揚げ等の作業に支障がある箇所を除く。）に次の措置を講ずることを推奨することが適当である。

① わく組足場においては、下さんの替わりに、高さ15センチメートル以上の幅木を設置すること。

② わく組足場以外の足場の建地の間の幅が60センチメートル以上の足場においては、手すり及び中さんに加えて幅木を設置すること。

4 交さ筋かい及び下さんを取り付けているわく組足場において、故意に身を乗り出した、交さ筋かいに足をかけた等の理由により墜落災害が発生してい

るが、これらは、上さんによる墜落防止効果が期待できるものはない。従つて、交さ筋かい及び下さんに加え、上さんの設置を義務付ける必要性は低い。しかしながら、交さ筋かいには、一定のすき間があるため、より安全な措置として、上さんの設置を推奨することが適当である。

III 足場からの墜落防止対策全般

- 1 足場で作業を行う労働者等に対して、労働者等向けの墜落防止のポイントを説明したリーフレット等により墜落防止に係る安全衛生意識の高揚を図ること。
- 2 より安全で使いやすい足場の開発を促進するため、足場の安全性が担保できる範囲で、法令に定める足場の要件を見直すべきである。
また、法令に定める足場の要件の見直しに当たっては、足場の安全に関する学識経験者等による検証が得られたものについては、実施すること。
- 3 足場に係る構造部材の配置、壁つなぎの割付け、手すり等の墜落防止措置等を記載した足場の組立図は、足場の倒壊防止に資するほか、足場からの墜落防止にも資することから、足場の組立図の作成することを推奨することが適当である。

IV 関係府省と連携した墜落防止対策等

- 1 建設業に従事する者の災害を防止のためには、発注者における施工時の安全衛生の確保のための必要な経費の積算、関係請負人への経費が確実に渡るよう、国土交通省と連携して、墜落防止措置の見直し後の内容を含めて、これらの措置が実施されるよう、関係者に周知啓発を図ることが適当である。
- 2 建設業に従事する一人親方の災害防止等に係る対策として、下記の事項について、国土交通省とも連携して取り組むことが適当である。
 - ・ 一人親方等の災害に係る情報の収集及びそれを踏まえた元方事業者等に対する指導の実施
 - ・ 特別加入団体等を通じた一人親方の特別加入の一層の促進
 - ・ 雇用から請負への安易な転換を防ぐための法定福利費の確保の徹底、建設業団体を通じた一人親方の労働者性の判断基準に関する更なる周知徹底、建設業団体等と連携した重層下請構造改善の推進

V 今後、検討するべき課題

以上のとおり、これまでの議論を踏まえ、報告書を取りまとめるものであるが、次の事項については、墜落防止対策全般を推進するため、引き続き検討することが適当である。

- ① 一側足場の使用に関する規制のあり方
- ② J I S 等法令以外で定められている基準に関する規制のあり方
- ③ ハーネス型の安全帯の使用に関する規制のあり方